

契約書作成上の留意点

契約書の作成については、下記の点にご留意のうえ作成してください。

● 1、2 工事名・工事場所について

誤字、脱字に注意し、間違いのないよう記載してください。

● 3 工期について

着工日は、契約締結の日から5日以内で希望される日を記載してください。

● 4 請負代金額について

記載方法は次のとおりです。

請負代金額	¥0,000,000	— (※入札額に消費税を含んだ金額を記載してください)
(
うち取引に係る消費税		
及び地方消費税の額	¥000,000	— (消費税額を記載してください)
)		

● 5 請負代金の支払について

記載方法は次のとおりです。

①単年度契約で中間前金払を選択した場合

前払金額	¥0,000,000	— (※請負額の40%以内です。10万円未満を切り捨てた金額を記載してください) 以内
中間前払金	¥0,000,000	— (※請負額の20%以内です。10万円未満を切り捨てた金額を記載してください) 以内
部分払回数	—————	回以内

②単年度契約で部分払を選択した場合もしくは中間前金払対象工事でない場合

前払金額	¥0,000,000	— (※請負額の40%以内です。10万円未満を切り捨てた金額を記載してください) 以内
中間前払金	¥	————— 以内
部分払回数	○	回以内

※部分払の回数は以下のとおりです。

(・ 契約金額が 1000 万円以上 5000 万円未満	1 回)
	・ 契約金額が 5000 万円以上 1 億円未満	2 回	
	・ 1 億円以上の場合	3 回以内	

複数年に跨る契約（債務負担）の場合は、契約担当課と要打合せ願います。

※「中間前金払」の対象となる工事は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 5 条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事のうち工事 1 件の請負代金の額が 500 万円以上の建設工事です。

詳細については、[HP「公共工事に係る前金払いの事務取扱の変更について」](#)をご覧ください。

● 6 契約保証金額について

契約金額が、500 万円以上のものについては、当該保証金額を記載願います。

また、下段の志賀町財務規則第 126 条第 1 項第 ___ 号により免除」については

- ・ 契約保証が履行ボンド、履行保険の場合

「志賀町財務規則第 126 条第 1 項第 1 号により免除」としてください。

- ・ 東日本保証会社、銀行等の保証の場合

「志賀町財務規則第 126 条第 1 項第 2 号により免除」としてください。

※その他の場合で、不明な点がございましたら、契約担当者までご連絡ください。

● 7 分別解体の方法

第 7 項については、建設リサイクル法対象であれば、別紙（分別解体）様式①を添付してください。また、建設リサイクル法対象外であれば、下記のとおり記載し、押印をしてください。

~~7 分別解体の方法等~~ 別紙のとおり

第 7 項削除㊟

● 契約書の綴り順について

通常は以下のとおりです。

- ・ 契約書
- ・ 別紙（分別解体）様式 1 （該当工事の場合添付）
- ・ 別紙（議会の議決に付すべき条項）様式 2 （該当工事の場合添付）
- ・ 志賀町建設工事標準請負契約約款
- ・ 中間前金払と部分払の選択に係る特約条項 （該当工事の場合添付）

※ その他不明な点がございましたら、契約担当までご連絡ください。